土木工事共通仕様書
関係基準

工事関係書類等のスリム化ガイドライン

2024 年 7 月

阪神高速道路株式会社

目　　次

第１節　目的 …… 1
第２節　工事関係書類の電子化 …… 1
第３節　コリンズ（CORINS）への登録 …… 4
第４節　Live 立会・Web 会議の実施 …… 5
第５節　受発注者が作成する書類の明確化 …… 7
第６節　工事関係書類一覧表 …… 8
第７節　設計図書の照査 …… 9
第８節　施工計画書 …… 10
第９節　ワンデーレスポンス …… 11
第１０節　ウィークリースタンス …… 12
第１１節　施工体制台帳 …… 13
第１２節　工事週報 …… 14
第１３節　監督員が行う検査の書類の簡素化 …… 14
第１４節　工事材料の品質管理及び検査 …… 15
第１５節　コンクリートの提出書類 …… 15
第１６節　溶接施工試験の省略 …… 19
第１７節　仮組み立ての省略 …… 19
第１８節　コンクリート主桁製作工の水質試験成績表の省略 …… 20
第１９節　舗装工の品質管理記録の省略 …… 21
第２０節　ポーラスアスファルト舗装工の切取供試体の省略 …… 21
第２１節　標識中工事の門柱の仮組立ての省略 …… 22
第２２節　舗装補修工事の品質管理の省略 …… 23
第２３節　簡易鋼製伸縮継手補修工のコンクリートアンカーの省略 …… 24
第２４節　耐震補強工事の現地調査の報告書提出の不要 …… 24
第２５節　保安施設内の駐車車両の明示幕の省略 …… 25
第２６節　50m3 未満の抜き取り試験の省略 …… 25
第２７節　同産地の抜き取り試験の省略 …… 26
第２８節　施工管理試験の省略 …… 26
第２９節　エポキシ樹脂の１次試験の省略 …… 26
第３０節　エポキシ樹脂の現場試験の省略 …… 27
第３１節　エポキシ樹脂の室内試験の省略 …… 27
第３２節　あと施工アンカー施工の施工管理項目等の省略 …… 28
第３３節　コンクリート構造物の非破壊試験による測定の省略 …… 28

第３４節　CCUS の実施状況報告の省略…… 29
第３５節　三者会議の様式の省略 …… 29

第１節　目的

このガイドラインは､阪神高速道路株式会社の実施する工事（以下「工事」という。）について、工事書類の簡素化（スリム化）を図るとともに、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、Live 立会や Web 会議の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることを目的とする。

なお、本スリム化ガイドラインについては、簡素化できる主だった項目を記載しているものであり、記載がない項目についても適宜監督員と協議の上、柔軟に対応すること。

第２節　工事関係書類の電子化

阪神高速・工事情報等共有システム（Hi-TeLus）による書類の電子化

第１編共通　第１章総則　第１節総則

1.1.2 適用

(2) この共通仕様書に定める書類作成及び提出等の工事関係事務手続きについては、契約書第 61 条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。なお、実施については Hi-TeLus を用いるものとする。

1.1.3 用語の定義

(39)「Hi-TeLus」（ハイ-テラス）とは、この共通仕様書に定める書類作成及び提出等の工事関係事務手続きを、契約書第 61 条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことための阪神高速・工事情報等共有システムの名称であり、発注者もしくは監督員及び受注者の間で取り交わされる書面又は情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、Hi-TeLus を用いて作成及び提出等を行った工事関係書類については、別途書面による提出は行わないものとする。

関係基準　電子納品に関する手引き【土木設計業務・土木工事編】

1.3 用語の定義

「Hi-TeLus（ハイ-テラス 阪神高速・工事情報等共有システム」

受発注者間での業務又は工事関係書類の受け渡しを電子化し、効率化等を図り、またコミュニケーションの円滑化を図るためのシステム。

当該システムで受け渡しを行った書類等については、電子納品と同等として取り扱うものとし、業務完了又はしゅん工後に改めて電子納品を求めない。

なお、電子納品を求めない事項について、以下では「対象外」と表記する。

関係基準　電子納品に関する手引き【土木設計業務・土木工事編】

6.2.2 工事における電子納品対象文書

工事における電子納品対象文書及びファイル形式及び保管先フォルダは図 6-3 に示すとおりであり、その詳細は表 6-1 に示すとおりとする。納品は原則、Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」フォルダへのアップロードにより行うものとする。

なお、Hi-TeLus の下記の各種機能により書類の受け渡し等を実施したものについては、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要とする。

表 6-1 電子納品対象となる文書及びファイル形式

				書類提出時	しゅん工に伴う納品時 紙	電子	ファイル形式	保存用フォルダー	備考
工事しゅん工図書	しゅん工図（出来形図含む）			電子成果品の対象外※					
	設計概要書			電子	－	○	PDF+ ｵﾘｼﾞﾅﾙﾌｧｲﾙ	OTHRS	
	設計計算書			電子	－	○	PDF+ ｵﾘｼﾞﾅﾙﾌｧｲﾙ	OTHRS	
	数量計算書			電子	－	○	PDF+ ｵﾘｼﾞﾅﾙﾌｧｲﾙ	OTHRS	
	データテーブル表			電子	－	○	PDF+ ｵﾘｼﾞﾅﾙﾌｧｲﾙ	データテーブル表	データテーブル表記入要領参照
	図面目録			電子成果品の対象外※					
	その他監督員が必要と認めて指示したもの	契約	各技術者届	電子成果品の対象外 ※Hi-TeLus適用工事は、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要					
			電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】						
			工程表						
			工事実施工程表承諾願						
		施工	工事着工届						
			前払金請求書						
			施工計画書						
			工事打合せ簿（工事材料承諾願、指定外材料承諾願、各種報告・提出・届・通知書等）						
			施工法変更承諾願						
			技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認願						
			技術提案事項変更承諾願						
			工期延期協議書						
			スライド協議書						
			工事災害報告書						
			工事実施工程表承諾願						
			工事実績工程表						
			工事週報						
			工事進捗報告書						
			品質・出来形管理結果報告書 材料（又は施工）検査願および検査結果報告書						
			変更工事施工通知書						
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（その１）						
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（その３）（説明資料）						
			安全衛生管理日誌						
			工事中事故発生報告書						
			修補完了届						
			現場発生品調書						
			工事費内訳明細書						
			第3者損害に関する書類（事前・事後）						
			既済部分検査請求書						
			既済部分代金請求書						
			既済部分出来高内訳書						
			土木工事共通仕様書各章に定める品質管理・出来形管理、施工管理に関する資料						
			工事写真						
		しゅん工	一部しゅん工代金請求書						
			しゅん工代金請求書						
			しゅん工届						
			工事目的物引渡書						
			電子納品データ提出書						
			電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事しゅん工時】						
		その他	特記仕様書、数量総括表、金抜設計書						
			損傷の補修状況一覧						
			監督員が必要と認めて指示したもの	紙	△	△	PDF	OTHRS	品質・出来形に係わるものは電子納品対象

○：必須、×：提出不要、△：内容に応じて紙or電子のどちらかで提出

様式は任意様式、発議画面による「工事打合せ簿」の省略

第１編共通　付録表　解説

２）「手続等」に示す「書類区分」と「書類名称」は、Hi-TeLus の発議書類機能を用いて実施する際の項目を示している。

なお、「書類件名」については、品質・出来形管理書類を区分するための標準的な名称として例示しているものであり、上記１）に記載のとおり、当該書類の内容が把握できるものであれば、例示以外の件名とすることは可能である。

第１編共通　第５章様式集

目次の注記

※上記様式のうち、（様式-1-3）、（様式-1-7）、（様式-1-10～様式-1-26）については参考として様式を示すものであり、品質管理等に必要な項目が記録されていれば、必ずしも当該様式でなくてもよい。

※Hi-TeLus を利用する工事において、当該様式を添付資料とする場合は、様式中の押印は不要とする。

第１編共通　第５章様式集

（様式-1-1）「工事打合せ簿」作成上の注記

（注４）Hi-TeLus を利用する工事において、発議画面が「工事打合せ簿」の代替とみなし、本様式は不要とする。内容を記載する場合、様式は任意で良いが、任意様式として「工事打合せ簿」の利用は可能。その場合、発注者側押印欄及び現場代理人押印欄は削除すること。

第３節　コリンズ（CORINS）への登録

登録の確認にあたり書類の作成は不要

第１編共通　第１章総則　第１節総則

1.1.5 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）

に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信するものとする。監督員は、「登録のための確認のお願い」を受信後、内容の確認を行い、署名・押印をして、受注者へ通知するものとする。なお、受注者は、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後 20 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 20 日以内に、完成時は工事完成後 20 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信するものとする。なお、変更時と工事完成時の間が 20 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第４節　Live 立会・Web 会議の実施

Live 立会や Web 会議の積極的活用

第１編共通　第１章総則　第１節総則

1.3.3 安全衛生管理

(6) 安全衛生教育及び安全衛生協議会

受注者は、関連する他の工事の施工者と協力して、工事関係者等に対し、安全衛生教育を行うとともに、自らの費用をもって各施工者間の調整を行う安全衛生に関する協議会を組織しなければならない。

なお、安全衛生教育については次の各号から実施する内容を選択し、定期的に実施しなければならない。また、作業員全員の参加が困難な場合は、必要に応じて、日程の分割や Web 会議等の方法で実施することが出来る。

(1)安全活動の映像等視覚資料による安全教育

(2)当該工事内容等の周知徹底

(3)当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認

(4)当該工事における災害対策訓練

(5)当該工事現場で予想される事故対策

(6)その他、安全・訓練等として必要な事項

関係基準　Live 立会・Web 会議実施要領

第１節 目的

本手引きは、土木工事共通仕様書に定める Live 立会（遠隔臨場）及び Web 会議（以下「Live 立会等」という。）を適切に実施し、契約の適正な履行として施工履歴を管理することや受発注者の業務効率化を図ることを目的として、Live 立会の実施に関する基本的な事項を定めるものである。

なお、本要領で定める Live 立会とは、遠隔地から Web 会議システムや動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）等のデジタル通信技術を活用して、映像と音声を双方向通信したうえで、検査等を行うものである。

第２節 対象について

この手引きは、土木工事共通仕様書を適用する工事を対象とする。なお、Live 立会等の実施にあたっては事前に監督員と協議の上、適用可否を決定するものとし、その詳細について施工計画書に記載すること。

また、すべての現場立会に代わって Live 立会を推奨するものではなく、以下の場合において受発注者で協議し、Live 立会の実施について決定するものとする。

①書類審議により検査の合否を決定する場合

②工事検査等の検査場所が遠隔地であり、検査に関する関係者の日程調整により工程の圧迫が懸念される場合

③事故や災害等の緊急性がある場合

④その他、Live 立会の効果が期待できる工事

関係基準　工事版ウィークリースタンス実施要領
別紙-1：ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）
（３）ウィークリースタンス取組内容　（■取組項目）

取組項目	特記事項（日付け等の設定）	取組
1．打合せ時間の配慮 （受発注者双方の勤務時間内に行うことを基本とする）		
2．資料作成依頼の配慮		
（適切な作業期間の確保について配慮を行う）		
（標準作業期間として中３日の確保の配慮を行う）		
（作業期間に休日・現場閉所日について配慮を行う）		
（休前日は新たな依頼をしない）		
（休日明け日を依頼期限日する依頼をしない）		
（休日・現場閉所日に依頼をしない）		
（勤務時間外の依頼をしない）		
（ノー残業デーは勤務時間外の依頼をしない）		
（昼休みや午後５時以降の打合せを行わない）		
（打合せには、Web 会議を利活用する）		
（打合せには、速やかな方針決定ができるよう適切に出席者を決める）		

※上記項目は受発注者で協議の上、必要に応じて加除及び加筆修正を行い決定すること。
※標準作業期間＝作業内容や手持ち業務量（他業務の作業）を勘案し受注者で業務管理が適切に行えるよう確保するものであり簡易な作業や調整などにおいて同様の期間を確保するというものではない。
※取組欄＝受注者の希望する実施項目は「□」とし、初回打合せを踏まえて取組事項は「■」を記入すること。

第５節　受発注者が作成する書類の明確化

工事の変更等に必要な書類作成について、受発注者の役割を明確化

第１編共通　第１章総則　第１節総則

1.1.23 設計図書の変更

(3) 工事内容の変更等の補助作業

受注者は、監督員の指示に従い工事内容の変更等を行うために必要となる業務の補助として、次に掲げる作業を実施すること。

① 工事材料に関する調査、試験

② 現地状況の調査、観測

③ 施工法の比較、検討

④ 設計計算、図面作成及び数量算出

⑤ その他工事内容の変更に必要な資料の作成

関係基準　土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

７．設計図書の訂正又は変更

７－１.設計書の訂正又は変更について（工事請負契約書の第 18 条、第 19 条）

「第 18 条第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの」については、発注者と受注者とが協議して発注者が行うものとする。

なお、工事請負契約書の第 18 条第 4 項に規定されるとおり、発注者は必要があると認められた場合は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

また、工事請負契約書の第１９条に規定されるとおり、工事請負契約書第 18 条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

７－２ 工事内容の変更などの補助作業に関する規定

工事請負契約書第 18 条（条件変更等）第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならず、第 18 条第４項に記載されているとおり、発注者が行う。

第６節　工事関係書類一覧表

書類の発議者、提出先、提出期限、書類形式の明確化

第１編　付録（工事関係書類一覧表）

・契約・工事関係書類・手続一覧　【契約時】
・契約・工事関係書類・手続一覧　【施工前】
・契約・工事関係書類・手続一覧　【変更契約時、内容変更時】
・契約・工事関係書類・手続一覧　【施工中】
・契約・工事関係書類・手続一覧　【しゅん工時、しゅん工後】

第７節　設計図書の照査

設計図書の照査は、受注者自らの負担で実施する

第１編共通　第１章総則　第１節総則

1.1.22 設計図書の照査等

(2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第 18 条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

関係基準　土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

６．設計図書の照査

６－２．工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について

６－２－１　設計図書の照査に関する規定

設計図書の照査に関する規定は以下の通り。

工事請負契約書 第 18 条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。
三　設計図書の表示が明確でないこと。
四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

第８節　施工計画書

・施工計画書の分割作成
・軽微な変更による変更施工計画書は作成不要
・変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出

第１編共通　第１章総則　第２節工事一般
1.2.2 施工計画書
(3) 施工計画書の分割
受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても、当該工種の施工に先立ち、監督員に提出しなければならない。
(4) 施工計画書の変更
受注者は、工事現場の状況その他の施工条件の変化に伴い、施工順序、施工方法、工事実施工程、使用材料等、施工計画を変更する必要が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について速やかに変更施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、変更施工計画書は変更が生じない部分を改めて提出する必要はない。

関係基準　施工計画書作成要領
第２節 施工計画書作成上の注意
(6) 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について変更施工計画書を作成し提出するが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新た

に変更施工計画書の提出は要しない。なお、変更施工計画書は変更が生じない部分を改めて提出する必要はない。

第９節　ワンデーレスポンス

受発注者間における質問、協議は、その日のうちに回答
その日のうちに回答が困難な場合は、回答日を通知

第１編共通　第１章総則　第１節総則

1.1.41 ワンデーレスポンス

受注者及び発注者は、工事施行上発生した課題や疑義等の協議等については、速やかな対応（ワンデーレスポンス）を実施するものとする。

ワンデーレスポンスの実施に際しては、受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。また、受注者は、問題が発生した場合や計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合等には、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督員に報告等を行うものとする。

なお、ワンデーレスポンスは、関係基準「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。

関係基準　ワンデーレスポンス実施要領

第２節 実施方法

2.2 実施方法

（１）受注者からの協議等に対する回答（回答日の通知も含む）は、基本的に「その日のうち」に実施するものとする。

（２）「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、当日中に回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、土・日・祝日及び年末年始等を除く。

（３）発注者は、受注者から協議等があり、回答が可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

（４）発注者は、各監督部署のみで回答が困難な内容（所掌権限外の内容を含む）の場合は、速やかに関係部署に当該内容を報告及び共有し、回答可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

（５）発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査、

構造計算が必要なものなど）は、いつまでに回答が必要であるかを受注者と協議の上、受注者に「回答日」を通知する。

（６）通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。

（７）回答及び回答日の通知は、原則、工事打合せ簿を使用し、書面により行うものとする。

（８）「その日のうち」の回答が、監督員の不在などによりに困難な場合は、電話､電子メール等の媒体を活用し､回答日を通知することも可とする。なお、後日、速やかに書面により回答日を通知するものとする。

第１０節　ウィークリースタンス

土日・深夜勤務等を抑制するために、工事現場環境の改善を行う

関係基準　工事版ウィークリースタンス実施要領

第１節 背景・目的

建設業は、社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」である。

現在、人口減少や高齢化が進む中にあっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠となっている。

このような背景を踏まえ、受発注者双方の協力のもと、ウィークリースタンスを踏まえたコミュニケーションによる施工の円滑化を図ることで、建設産業の魅力創出及び働き方改革の実現を図ることを目的に「工事版ウィークリースタンス実施要領」を策定するものである。

また、併せて、受発注者間での質の高いコミュニケーションによる技術的検討・議論ができる環境・時間の創設を図るものである。

工事版ウィークリースタンス実施要領は、阪神高速道路事業が当社並びに建設会社、設計コンサルタント会社、関連業界団体など多くの会社や団体との相互協力により成り立っていることを全ての関係者が認識し、互いの仕事・働き方等を尊重して工事を実施するための方針を示すものである。

第２節 実施方法

発注者は、工事版ウィークリースタンスを下記のとおり設定し、工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。（災害復旧工事等、特殊条件下の工事は除く）

【設定項目】

１．打合せ時間の配慮

打合せは、受発注者双方の勤務時間内に行うことを基本として取り組む。

２．資料作成依頼の配慮

資料作成の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を確保するよう配慮を行う。なお、週休２日化促進工事については、現場閉所日についても配慮を行う。

（例）休日明け日を依頼期限日としない、休前日は新たな依頼をしない、勤務時間外の依頼はしない等

３．ワンデーレスポンスの再徹底

受発注者双方の問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

４．受発注者間の情報共有

週又は月単位で、工事工程の進捗状況や影響する条件等を受発注者間で確認・共有する。

（ウィークリーチェック又はマンスリーチェックの実施等）

第１１節　施工体制台帳

建設工事の請負契約に該当しない資材納入、運搬業務、測量業務等は作成不要

第１編共通　第１章総則　第１節総則

1.1.10 工事の下請負

(2) 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法第24 条の８第１項の定めに従って記載した施工体制台帳（作業員名簿を含む）を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。記載内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、建設工事の請負契約に該当しない資材納入、運搬業務、測量業務等について作成の必要はなく、添付が必要な書類は建設業法施行規則第 14 条の２第２項の定めによる。

第１２節　工事週報

Hi-TeLus スケジュール機能による工事週報の提出省略

第１編共通　第１章総則　第２節工事一般

1.2.4 履行報告

(1) 工事週報

受注者は、毎月 10 日までに、工事内容、監督員又は検査員の検査、品質確認等その前の月の実施事項を記載した工事週報（様式-1-3）を監督員に提出しなければならない。工場製作期間の連絡については監督員と協議の上、決定するものとする。

なお、工事週報の作成・提出に代えて、Hi-TeLus スケジュール機能を用いることができるものとし、この場合、工事週報の提出は不要とする。

第１３節　監督員が行う検査の書類の簡素化

現場監督員が立会検査を実施した場合、立会写真は添付不要

第１編共通　第１章総則　第２節工事一般

1.2.24 監督員が行う検査

(1) 監督員が、設計図書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類及び立会いにより、出来形・品質・数量等を確認する検査を行う。この場合においては、受注者が、この節 1.2.6「品質確認」により実施した品質確認の結果を参考とする。

第１編共通　第５章 様式集（様式-1-5）

品質管理結果報告書材料（又は施工）検査願及び検査結果報告書

（注１）発注者側押印欄の役職名は、監督員の指示によること。

（注２）各内容に応じて、管理記録や検査概要や記録等の資料を添付すること。なお、現場監督員が立合い検査を実施した場合、立合い時の写真は添付不要とする。

第１４節　工事材料の品質管理及び検査

・品質規格証明書との照合検査合格による物理的又は化学的試験の省略
・JIS マーク表示写真の提示による品質規格証明書との照合等の省略

第１編共通　第２章工事材料　第３節工事材料の品質
2.3.5 工事材料の品質管理及び検査

工事目的物及び設計図書に定めのある仮設物に使用する工事材料については、自らの責任と費用をもって、数量及び品質の確認や管理を行うとともに、監督員による検査を受けるものとする。なお、工事材料の品質管理については、以下によるものとする。

(1) 試験又は測定項目、試験方法、品質管理基準及び規格値、品質管理手法、記録方法等を記載した品質管理計画を策定し、施工計画書に記載するものとする。
(2) 品質の確認は、材料の規格と試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書等との照合、及び外観、形状、寸法等の確認、並びに成分、性能等を確認するために必要な化学的又は物理的試験により行う。
(3) 前号の照合検査に合格した場合で、設計図書に定めがあるとき、又は監督員の指示があるときを除き、物理的又は化学的試験を省略することができる。
(4) JIS 規格品のうち、JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

第１５節　コンクリートの提出書類

同一工場で 6 ヶ月以内に同産地の抜き取り試験データがある場合、アルカリ骨材反応抑制対策の実施を省略できる

第１編共通　第２章工事材料　第５節コンクリート
2.5.4 レディーミクストコンクリート
《規定事項》

□コンクリートの使用においては、関係基準「コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領」に基づき、アルカリ骨材反応抑制対策を実施しな

ければならない。当該試験は、下記頻度で行うものとする。

・工事開始前

・工事中１回／６ヶ月

・又は骨材産地が変わった場合

なお、同一工場で６ヶ月以内に同産地の抜き取り試験データ（国・自治体・他の高速道路会社等が発注する工事で実施したもの）がある場合は、これを省略することができるものとするが、当該試験データを監督員へ提出しなければならない。

条件を満たす場合、コンクリートの試験練りを省略可

第１編共通　第３章一般施工　第９節コンクリート工

3.9.7 配合設計

《規定事項（各項)》

(7)試し練り

□コンクリートの配合は､配合条件を満足するコンクリートが得られるよう、試し練りを行って定めなければならない。

□下記の場合には、試験練りを省略することができる。

・本体構造物以外に使用する場合で、JIS 表示認証を受けた配合

・同時期、同一配合の試験練り結果がある場合

・計画配合が配合条件を満足することを実積等から確認できる場合で、監督員の承諾を得た場合

□配合は質量で表すことを原則とし､コンクリートの練上がり 1 ㎥当りに用いる各材料の単位量を示すものとする。

また、AE 減水剤や高性能 AE 減水剤の使用量は、単位セメント量あるいは単位結合材量に対する比率を併記するものとする。

打設量が少量の場合で監督員の承諾を得た場合、コンクリート受入検査を省略可

第１編共通　第３章一般施工　第９節コンクリート工

3.9.12 運搬と受入検査

《規定事項》

□レディーミクストコンクリートの運搬は、JIS A 5308 の運搬に関する規定によること。

□JIS 認証を受けたレディーミクストコンクリートの使用を原則とする。

□JIS 認証品でない場合は、工場の品質管理が JIS 認証品製造工場と同等であることを確認の上、レディーミクストコンクリート工場に関する調査表（様式-1-14）を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

□レディーミクストコンクリートの受入れ検査は、第 1 編付録表-3.9.12 によることを原則とする。

□コンクリート責任者は、コンクリートの荷卸し地点において、受入れ検査に立会わなければならない。

□レディーミクストコンクリートの受入れ時には、レディーミクストコンクリート納入書及び発着時刻を確認しなければならない。

・納入場所

・コンクリートの種類、配合、納入容積とその累計の数量

・出荷時刻、到着時刻及び運搬時間（発着時刻の差）

□設計上で収縮ひずみ量が規制されている場合は、コンクリートの収縮ひずみ量の検査を行うこと。

□コンクリートの品質管理として、Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理図を都度作成し、製造工程における品質の安定状態を管理しなければならない。

□当該記録は、コンクリート施工期間中は必要に応じて監督員に提示できるようにしておくとともに、施工後、コンクリート打込み記録とともに監督員へ提出しなければならない。

なお、打設量が少量の場合等では、監督員の承諾を得てこれを省略することができる。

□配合選定の際に用いた細骨材に対して粗粒率が 0.2 程度以上変化した場合、ワーカビリティーに及ぼす影響が大きいことから、速やかに配合の修正を検討し、対応を行わなければならない。

・同一材料で類似の配合の試験結果がある場合、または、同一材料で類似の配合の施工実績から、類似の構造物で有害なひび割れ等の不具合が発生していない場合、コンクリートの収縮ひずみ量検査を省略可

第 1 編共通　第 3 章一般施工　第 9 節コンクリート工

3.9.12 運搬と受入検査

《留意事項及び解説等》

○JIS A 5308 に規定されるコンクリートの品質や材料を指定する場合においても、レディーミクストコンクリート工場がそのコンクリートの配合について製品認証を受けていない場合は、JIS 認証品とならない。そのため、選定したレディーミクストコンクリート工場が、使用するレディーミクストコンクリートの配合について製品認証を受けていることを確認する必要があることに注意すること。

○現地プラント等を設置して施工者の管理のもとでコンクリートを製造する場合は、コンクリート標準示方書に基づき、製造設備・材料貯蔵その他品質規格等を満足し、検査等を行う必要があることに留意のこと。

○設計上で収縮ひずみ量が規制されている場合は、コンクリートの収縮ひずみ量を検査する必要がある。
ただし、収縮ひずみの測定（JIS A 1129「モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法」等）は長期に及ぶ測定が必要となることから、同一材料で類似の配合の試験結果がある場合には、その試験結果を確認することで検査を省略することができる。
また、同一材料で類似の配合の施工実績から、類似の構造物で有害なひび割れ等の不具合が発生していないことを確認することで、検査を省略することができる。

○設計した構造物の性能を発揮するためには、施工時においてコンクリートの打込みを計画どおり進める必要がある。そのため、レディーミクストコンクリート工場の製造能力・運搬能力・運搬時間・現場の受入れ設備・打込み速度･待合せ時間等とそれらの変動を考慮して､生産者と打合せの上、計画を行い、また実際の施工時にはそれらを管理することが重要である。

○練混ぜから打込みを終わるまでの時間は､外気温が 25℃以下のときで 2 時間以内、25℃を超えるときで 1.5 時間以内を標準としている。運搬路の交通規制、渋滞、不測の事態等を考慮すれば、現場までの運搬時間として 1 時間以内を目安にしなければ､外気温が 25℃を超える時期に打込みを行うことが難しくなる場合があることに留意すること。

○現場までの運搬時間が短い工場を選定するとともに、コンクリートの経時変化を確認し、さらには現場に到着したトラックアジテータを長時間待機させないように計画を立て、生産者と密に連絡を取り合って時間管理を行うことが重要である。

○レディーミクストコンクリートの受入れにおいては、レディーミクストコンクリート納入書により、トラックアジテータ 1 台ごとに、納入場所、出

荷時刻、コンクリートの種類、配合、納入容積とその累計の数量を確認することとしている。また、運搬車が荷卸し地点に到着した時点で、到着時刻と運搬時間（発着時刻の差）についても確認する必要がある。

○万一打ち込んだコンクリートが所要の品質を有していないことが確認された場合は、構造物中のコンクリートについて直接検査しなければならない。

第１６節　溶接施工試験の省略

条件を満たす場合、溶接施工試験を省略可

第 2 編建設工事　第 3 章鋼桁及び鋼製橋脚工事　第 3 節工場製作工

3.3.1 一般事項

(6) 溶接

④ 溶接施工試験を行う場合は、計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験を持つ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員に提出して溶接施工試験を省略することができる。

第 2 編建設工事　第 3 章鋼桁及び鋼製橋脚工事　第 5 節鋼橋架設工

3.5.4 現場継手工

(3) 現場溶接の施工

② 現場溶接を行う場合は、溶接施工試験を行わなければならない。現場溶接試験は、この章第３節工場製作工 3.3.1 一般事項(6)溶接の規定によるものとする。

なお、溶接施工試験を省略する場合においても、現場溶接施工に従事する溶接作業員は「現場溶接施工マニュアル（阪神高速道路株式会社 平成 3 年 5 月）」の内容を十分認識し、現場溶接を実施しなければならない。

第１７節　仮組み立ての省略

条件を満たす場合、仮組立てを省略可

第 2 編建設工事　第 3 章鋼桁及び鋼製橋脚工事　第 3 節工場製作工

3.3.1 一般事項

(7) 仮組立て

① 仮組立ては、道示Ⅱ20.7.3（組立精度）によるものとする。

② 製作完了後には、下表に基づき仮組立てを行わなければならない。

ケース		仮組立ての方法	監督員の承諾を受けた場合
ケース1	①鋼橋鈑桁(鋼床版、めっき桁は除く)、曲線半径R ≧500で、斜角75 °以上の全ての条件を満足する橋梁。 ②鋼橋箱桁、曲線半径∞、斜角90°を満足する橋梁。	部材計測を行った結果を用いた数値シュミレーション等による仮組立てを実施。	仮組立てを省略できる。
ケース2	①ケース１に該当しない鋼橋 ②鋼製橋脚	実仮組立てを実施。	部材測定を行った結果を用いた数値シュミレーション等による仮組立てとすることができる。
ケース3	桁と橋脚（はり含む）が剛結構造	実仮組立てを実施。	仮組立ての省略を原則認めない。

③ 仮組立ては、無応力状態で行わなければならない。ただし、設計図書に指定されている場合もしくは監督員の指示があった場合は、架設時応力状態で行うものとする。

④ 仮組立て時には、部材表面に下地処理を超える塗装を行ってはならない。ただし、部材検査を完了したもので監督員の承諾を得たものはこの限りではない。

⑤ 仮組立て完了後は、検査を行いその結果を監督員に提出しなければならない。キャンバーの検査記録は、（様式-2-15、様式-2-16）によるものとする。

第１８節　コンクリート主桁製作工の水質試験成績表の省略

上水道を使用する場合、水質試験成績表を省略可

第２編建設工事　第５章ＲＣ・ＰＣ桁工事　第３節コンクリート主桁製作工

5.3.12 品質管理

(1) ＰＣ桁工事に使用する各材料ごとに、次の試験を行い監督員に提出しなければならない。なお、コンクリート、鉄筋、支承の材料については、第１編第２章「工事材料」の規定によるものとする。

① ＰＣ鋼材品質試験成績表　（品質証明書）

② グラウト材料試験成績表

a.セメントの品質試験成績表　（品質証明書）

b.水質試験成績表　（品質証明書）

（上水道を使用する場合は省略する）

c.混和剤の品質試験成績表　（品質証明書）

③ エポキシ樹脂系接着剤品質試験表

第１９節　舗装工の品質管理記録の省略

舗装量が少量の場合、品質管理記録を省略可

第 2 編建設工事　第 11 章舗装工事　第 3 節舗装工

11.3.9 運搬と受入検査

《規定事項》

□当該記録は、舗装の施工期間中は必要に応じて監督員に提示できるようにしておくとともに、施工後、監督員へ提出しなければならない。
なお、打設量が少量の場合等では、監督員の承諾を得てこれを省略することができる。

第２０節　ポーラスアスファルト舗装工の切取供試体の省略

空隙が閉塞するおそれがある場合、切取供試体を省略可

第 2 編建設工事　第 11 章舗装工事　第 3 節舗装工

11.3.18 ポーラスアスファルト舗装工

《確認事項》

□ポーラスアスファルト舗装において切断時に生じる泥水により空隙が閉塞するおそれがある場合は、監督員の承諾を得て舗装の切取供試体の採取を省略することができる。

第２１節　標識柱工事の門柱の仮組立ての省略

監督員の承諾を得た場合、仮組立てを省略可

第 2 編建設工事　第 12 章道路付属物工事　第 4 節標識柱工事

12.4.1 工場製作工

(2) 標識柱製作工

① 支柱を製作する前には、調査測量を行って、スパン、アンカーボルトの位置を確認しなければならない。

② 標識柱は、溶融亜鉛めっきができる構造とし、その製作に当たっては、この編第３章第３節「工場製作工」の規定によるほか、次の各項によらなければならない。

a.鋼管の切断は、自動ガス切断機、高速切断機等で行わなければならない。

b.素管の曲げ加工は、プレス又はベンダーを用い熱間加工するものとする。

c.標識柱は、アーム重量、標識板重量等によるキャンバーを考慮して製作しなければならない。

③ 支柱は、製作完了後、溶接部の検査を行わなければならない。なお、検査項目は次のとおりとする。

a.割れ

b.アンダーカット

c.ビードの形状

d.のど厚

e.脚長

検査方法は外観検査とする。なお、監督員が浸透探傷試験を行うように指示したときは、これを実施しなければならない。

④ <u>門柱については、各部材の製作完了後、仮組立てを行わなければならないものとする。なお、監督員の承諾を得た場合は、仮組立てを省略できるものとする。</u>

仮組立て完了後は、検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。なお、仮組立て時の誤差は、表- 12.4.1 の範囲内でなければならない。

表- 12.4.1　仮組立精度

項目	精度
柱の中心間隔、対角	±５㎜以内
柱の高さ、梁幅、梁高	±３㎜以内
製作キャンバー	±10㎜以内
ベースプレートの幅、長さ	±３㎜以内

⑤　標識支柱及びその付属品は、第１編第３章第５節 3.5.4「溶融亜鉛めっき」の規定に示す溶融亜鉛めっきを施さなければならない。なお、補修を行う場合も「溶融亜鉛めっき」の規定に従い、丁寧に補修塗りを行わなければならない。

第２２節　舗装補修工事の品質管理の省略

条件を満たす場合、品質管理を省略可

第 3 編補修工事　第 3 章舗装補修工事　第 3 節舗装補修工

3.3.6 加熱アスファルト舗装

(3) 加熱アスファルト舗装工における品質管理は、この共通仕様書によるものとする。ただし、一工事の施工量が 200 ㎡に満たない場合には、監督員との協議により省略することができる。

3.3.7 排水性舗装工

(2) 排水性舗装工における品質管理は、この共通仕様書によるものとする。ただし、一工事の施工量が 200 ㎡に満たない場合には、監督員との協議により省略することができる。

3.3.9 半たわみ性舗装工

(2) 半たわみ性舗装工における品質管理は、この共通仕様書によるものとする。ただし、一工事の施工量が 200 ㎡に満たない場合には、監督員との協議により省略することができる。

3.3.10 グースアスファルト舗装工

(3) グースアスファルト舗装工における品質管理は、この共通仕様書によるものとする。ただし、一工事の施工量が 200 ㎡に満たない場合には、監督員との協議により省略することができる。

第２３節　簡易鋼製伸縮継手補修工のコンクリートアンカーの省略

条件を満たす場合、コンクリートアンカーを省略可

第 3 編補修工事　第 5 章伸縮継手補修工事　第 4 節伸縮継手補修工

5.4.4 簡易鋼製伸縮継手補修工

簡易鋼製伸縮継手補修工のコンクリートアンカーについては、その間隔や本数について、事前に施工計画書に記載し、現場においてその間隔や本数の打設が困難な場合は監督員と協議を行うこと。また、健全な既設床版鉄筋等を使用し、堅固に配筋が可能な場合は、当該箇所におけるコンクリートアンカーを省略しても構わない。

第２４節　耐震補強工事の現地調査の報告書提出の不要

監督員が認めた場合、現地調査の報告書提出不要

第 3 編　補修工事 第 7 章　耐震補強工事　第 3 節　工場製作工

7.3.1 一般事項

(3) 事前調査

③ 現地調査

a.当該工事に必要な現地調査を行い、調査結果を監督員に報告するとともに、それらを正確に設計や製作に反映しなければならない。

ｲ. 既設の桁又は橋脚の構造

ﾛ. 既設の施設物の位置等

ﾊ. その他（施工環境等）

b.現地調査において、工事箇所付近で次の事項が発見された場合は、必ず監督員に報告しなければならない。

(ｲ) 橋脚（ﾛ）支承部（ﾊ）桁端部（ﾆ）主桁（ﾎ）横構

(ﾍ) 対傾構（ﾄ）床組

等の腐食、変形、座屈、緩み、抜け落ち、亀裂、振動、発音等。
c.破損等による補修を行う場合は、現地調査を行って破損原因、状況等を把握できる写真撮影及び寸法等の計測を行い、その報告書を監督員に提出しなければならない。なお、監督員が不要と認めた場合はこの限りではない。

第２５節　保安施設内の駐車車両の明示幕の省略

条件を満たす場合、駐車車両の明示幕を省略可

関係基準：工事現場における保安施設の設置基準
第９節 高速道路上の保安施設
9.2 一 般【解説】
(7) 保安施設内の駐車車両は、必要最小限とし、不必要な車両は駐車させてはならない。なお、駐車させる場合には、工事用車両である旨の明示幕（図-3.9.1）を提示させること。
ただし、下記条件のいずれも満たす工事用車両については、明示幕の提示を省略することができる。
a）道路交通法施行規則第６条の２に定める「道路維持作業用自動車の塗色」又はこれに準ずる塗色により、維持管理等を行う車両であることが明らかな車両
b）阪神高速道路の道路維持作業用自動車である旨が、車体に明示されている等、明示幕に代わる表示がされている車両

第２６節　50m3 未満の抜き取り試験の省略

条件を満たす場合、抜き取り試験を省略可

関係基準：コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領
第２節 対象工事
コンクリート 50m3 以上を施工する工事を対象とする。
但し、仮設構造物に使用するコンクリートの場合は、プラントデータで骨材の無害が確認されている場合であれば抜き取り試験を省略してもよい。

また、50m3 未満であっても、本体構造物等重要構造物にコンクリートを使用する場合は適用対象とする。

第２７節　同産地の抜き取り試験の省略

条件を満たす場合、抜き取り試験を省略可

関係基準：コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領
第４節 試験頻度
工事開始前、工事中１回／６ヶ月又は骨材産地が変わった場合に実施するものとする。なお、同一工場で６ヶ月以内に同産地の抜き取り試験データ（国・自治体・他の高速道路会社等が発注する工事で実施したもの）がある場合はこれを省略することができるものとするが、当該試験データを監督員へ提出するものとする。

第２８節　施工管理試験の省略

条件を満たす場合、施工管理試験を省略可

関係基準：土工施工管理要領
第１節 適用範囲
1.8 試験の省略
特に条件のよい土工事及び本線工事に比して重要度の低い工事の場合には、監督員の承諾をえて試験頻度を減少させるか、ほかの方法によって管理することができる。

第２９節　エポキシ樹脂の１次試験の省略

条件を満たす場合、１次試験を省略可

関係基準：エポキシ樹脂品質管理基準
第２節 材料
2.3 １次試験

【解説】

使用数量が少量で、かつ１年以内に同工種を当社において施工した実績がある場合は、既往の１次試験結果を提出することで、試験を省略することができる。

第３０節　エポキシ樹脂の現場試験の省略

条件を満たす場合、現場試験を省略可

関係基準：エポキシ樹脂品質管理基準

第３節 品質管理

3.1 一 般

施工時の品質管理は、室内武験及び現場試験によることを基本とする。さらに、床版や橋脚等の鋼板接着工法に用いるエポキシ樹脂については、長期品質管理試験を実施することを原則とする。

ただし、パテシール材及び樹脂モルタル、樹脂コンクリートに用いる結合材については、現場試験は省略してよい。

【解説】

パテシール材については、グラウト注入時に硬化を確認できるため、現場試験による品質管理は省略してよい。また、樹脂モルタル及び樹脂コンクリートについても、複合材料としての品質管理を基本としていることから、樹脂単体としての現場試験は省略してよいこととした。

第３１節　エポキシ樹脂の室内試験の省略

条件を満たす場合、室内試験を省略可

関係基準：エポキシ樹脂品質管理基準

第３節 品質管理

3.2 室内試験

【解説】

(1) 使用数量が少量である場合は、監督員の指示により室内試験を省略することができる。

(2) 抜き取り試験は品質を再確認することを目的とし、原則として監督員の立会いのもとに行う。

第３２節　あと施工アンカー施工の施工管理項目等の省略

条件を満たす場合、施工管理項目・品質管理項目等を省略可

関係基準：あと施工アンカー施工要領(案)
第２ 節 施工要領
2.2 取付構造を定着するあと施工アンカーの施工要領
この要領(案) は新たに取付構造を定着するあと施工アンカーの施工に適用し、既存の取付構造の定着部の補強・補修については別途、個別に対応するものとする。取付構造のうち実績があり、その安全性が十分なものに関しては監督員との協議・承認をへて施工管理項目や品質管理項目を簡略化してもよい。
(1) 設計内容の確認とあと施工アンカーの製品選定
取付構造には多種多様な構造物がある。これら構造物の構造特性を考慮した上で、標準図に基づいている場合等十分な実績があり、その安全性が確認されているものに対しては施工に関する部分を除いて設計内容の確認を省略してもよい。

第３３節　コンクリート構造物の非破壊試験による測定の省略

条件を満たす場合、非破壊試験による測定を省略可

関係基準：コンクリート構造物の非破壊試験要領
非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領
第６節 測定方法
6.5 非破壊試験による測定の省略について
下部工柱部およびトンネル構造における一部の断面については、測定箇所近傍の打継目においてコンクリート打設前に鉄筋のかぶりを段階確認時に実測した場合は、非破壊試験による測定を省略してもよいものとする。
(1) 橋梁下部工柱部
下部工柱部 中間部については､近傍の打継目においてコンクリート打設前に

主筋のかぶりを段階確認時に実測した場合、測定を省略してもよいものとする。（図(a)参照）

(2) トンネル構造

側壁部については、近傍の打継目においてコンクリート打設前に主筋のかぶりを段階確認時に実測した場合、測定を省略してもよいものとする。（図(b)参照）

第３４節　CCUS の実施状況報告の省略

条件を満たす場合、実施状況報告を省略可

関係基準：建設キャリアアップシステム(CCUS)活用促進ガイドライン
第３節 CCUS の導入達成条件及び工事成績評定

取組を行う工事において、下記①～④の達成状況により、工事成績評定において加点／減点を行うものとする。なお、下記以外の場合は原則、加点／減点を行わない。

［現場施工開始時］

①CCUS の現場登録とカードリーダーの設置

［施工期間中］

②工事期間中の平均事業者登録率

③工事期間中の平均技能者登録率

④工事期間中の平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

※上記②～④については、実施状況の把握のため、年度毎の状況について報告を求める他、臨時で報告を求める場合がある。なお、工期開始から年度末までの期間に現場作業等が生じない場合や工期が 2 年以内である等の場合には、監督員と協議の上、年度毎の状況確認を省略することができるものとする。

第３５節　三者会議の様式の省略

条件を満たす場合、様式を省略可

関係基準：設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領

【参考】事務手続きフロー

【参考】事務手続きフロー

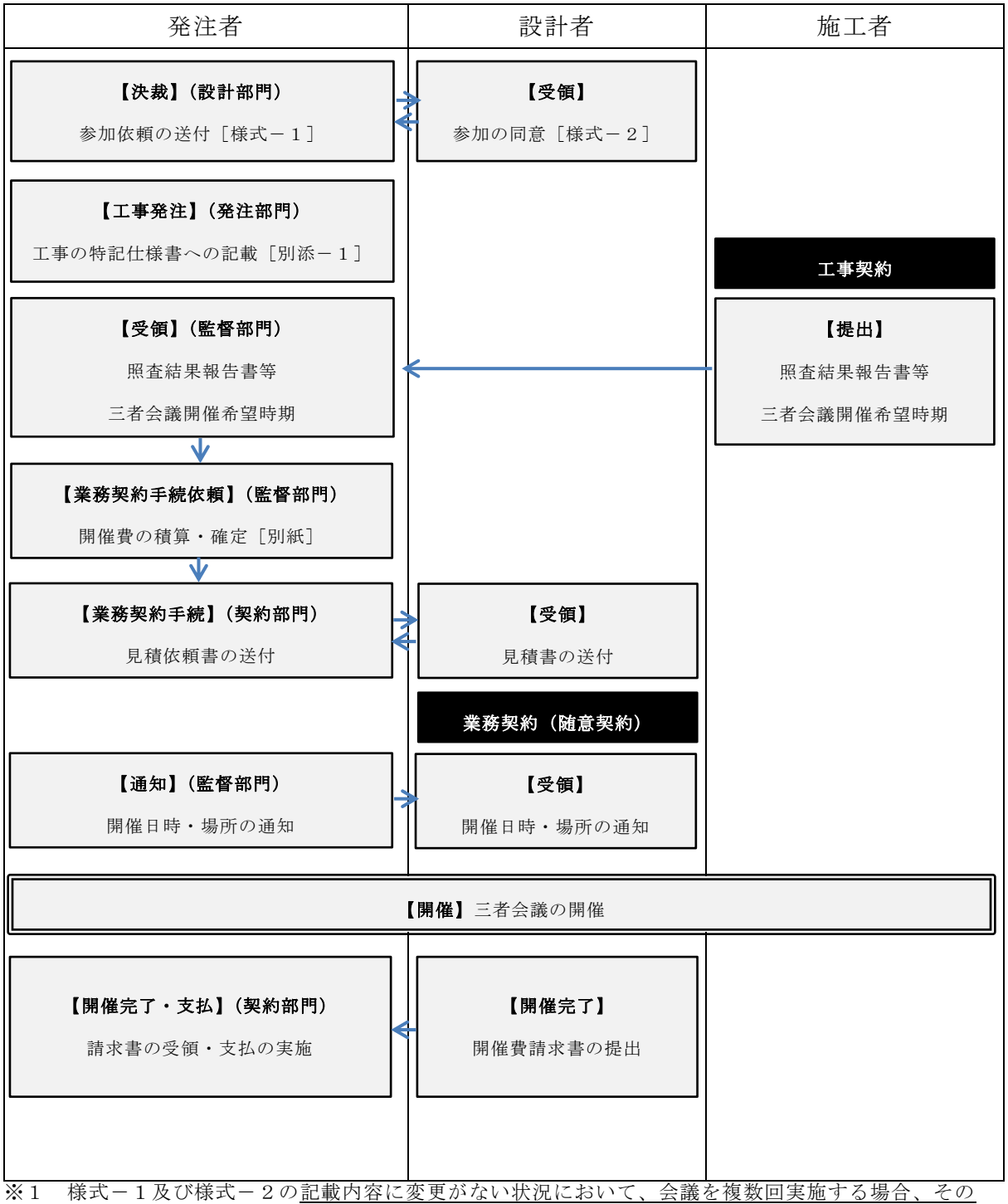

※１　様式－１及び様式－２の記載内容に変更がない状況において、会議を複数回実施する場合、その都度の各様式の作成は不要としても構わない。